

東京圏（第25回）・関西圏（第20回）・
福岡市・北九州市（第19回）・仙台市（第10回）
国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

1 日時 平成31年4月11日（木）17:11～17:40

2 場所 中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3 出席

片山 さつき 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

<自治体>

小池 百合子 東京都知事

黒岩 祐治 神奈川県知事

吉村 洋文 大阪府知事

（代理：松本 正光 大阪府政策企画部特区推進監）

高島 宗一郎 福岡市長（代理：鈴木 順也 福岡市総務企画局理事）

郡 和子 仙台市長

木村 恵司 三菱地所株式会社特別顧問

（代理：有森 鉄治 三菱地所株式会社代表執行役執行役専務）

<有識者議員>

八田 達夫 国家戦略特別区域諮問会議有識者議員

<ワーキンググループ委員>

原 英史 国家戦略特区ワーキンググループ座長代理

安念 潤司 国家戦略特区ワーキンググループ委員

中川 雅之 東京特区推進共同事務局長

兼 国家戦略特区ワーキンググループ委員

<内閣府>

山崎 重孝 内閣府事務次官

<事務局>

田村 計 内閣府地方創生推進事務局長

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
山本 哲也 内閣府地方創生推進事務局参事官

4 議題

- (1) 認定申請を行う区域計画（案）について
- (2) その他

5 配布資料

(説明資料)

- 資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料1-2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料1-3 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料1-4 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料2 東京都提出資料
- 資料3-1 神奈川県提出資料
- 資料3-2 三浦市都市計画関連資料
- 資料4 大阪府提出資料
- 資料5 福岡市提出資料
- 資料6 仙台市提出資料

(参考資料)

国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿

○山本参事官 お揃いのようなので、ただ今より、東京圏、関西圏、福岡市・北九州市、仙台市の「国家戦略特別区域会議合同会議」を開会いたします。

出席者につきましては、お手元の参考資料を御参照ください。

始めに、片山大臣より御挨拶をお願いいたします。

○片山大臣 国家戦略特別区域会議合同会議に、本日は大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、お礼を申し上げます。本当に御参集ありがとうございました。

私どものほうは、この数カ月間、スーパーシティ構想もございまして、その実現に向け、私自身も国内外の事例を調べる機会がございました。その際、AI、人工知能やビッグデー

タを活用する時代になればなるほど、世界に先駆け、新たな技術をどれだけ実際の暮らしや社会に実装した経験があるかが、これからの世界の産業競争力の勝ち負けを大きく左右すると、非常に強く実感したわけでございます。

特区自治体の皆様におかれましては、引き続き、さまざまな分野における新たな取組の社会実装のために、岩盤規制改革のトップランナーとして御活躍いただきたいとお願いをしている次第でございます。内閣府のほうといたしましても、全力でお支えして参りますので、関係各位の御協力をお願い申し上げます。

今回は、四つの区域の計6事業につきまして、区域計画案を御審議いただくことになっております。区域計画の案につきましては、本日、御了解をいただければ、速やかに安倍総理大臣の総理認定の手続へと進めて参りたいと存じます。

本日も有意義かつ御忌憚のない御審議をお願い申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○山本参事官 片山大臣、ありがとうございました。

プレスの皆様、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○山本参事官 それでは、本日の議題「認定申請を行う区域計画(案)」につきまして、御審議いただきます。区域ごとに事務局から計画案を御説明し、その後、各自治体、民間事業者の方から追加の規制改革提案を含め御発言をいただきたいと思っております。

なお、各区域の計画案につきましては、時間の都合上、大変恐縮ですが、まとめて御審議いただきたいと思っております。

また、御発言の際には、大変お手数ですが、お手元のマイクのボタンを押した上でお願い申し上げます。

まずは、東京圏の計画案につきまして、事務局より御説明いたします。

○村上審議官 資料1-1を御覧ください。

2(2)の都市計画法の特例及び、次のページでございますが、2(17)の住宅の容積率に係る建築基準法の特例。このプロジェクトは、都市計画手続のワンストップの特例と建築基準法の特例を活用いたします。今回は品川新駅、高輪でございますけれども、品川駅北周辺地区の都市開発プロジェクトについて、計画決定の迅速化、企業誘致に資する職住近接型の住宅環境の整備のため、容積率の限度割合を引き上げることで約200戸の国際水準の居住設備を整備という計画と聞いてございます。

次に、2(3)で、道路法の特例。本特例は、道路空間を活用したオープンカフェ等の設置が可能となるように、道路占用許可の要件を緩和するものであります。虎ノ門ヒルズの麓にあります新虎通りにおきまして、インバウンドの受入れを促進させるためのオープンカフェの設置や各種イベント等を開催ということでございます。

また、神奈川県より御説明いただきますが、三浦市の開発事業について、都市計画法の特例を活用して、都市計画の手続を一括して行うものでございます。素案につきましては、本日の区域会議での所要の手続を経た上で、都市計画審議会のほうに付議をし、その後、改めて区域計画で審議をするという段取りのものでございます。

事務局からは以上でございます。

○山本参事官 本件につきまして、東京都の小池知事より御発言をお願い申し上げます。

○小池知事 それでは、東京都から、まず御報告、そして御依頼をさせていただきます。資料2を御覧いただければと存じます。東京都提出資料となっております。

まず、1ページ目。今、お話がございましたが、都市再生の推進として、都市計画法の特例を活用し、高輪ゲートウェイ駅、そして、その街全体を一体的につなぐ歩行者広場、さらに外国人ビジネスワーカーなどのニーズに対応した国際水準の居住施設などを整備していくというものでございます。都内で初めて住宅容積率の特例を活用することによりまして、国際水準の居住施設を整備することで、地区全体の容積率約30%の緩和でございます。

2ページを御覧ください。エリアマネジメントに係ります道路法の特例で、今、お話がございました新虎通り、こちらで特区の特例を活用し、アート広告などを掲出したり、各種のイベントを実施していくというものでございます。

今年の秋頃には、通りを活用いたしまして、収穫祭イベントなどを開催する計画がございます。そこで日本の食の魅力を国内外に発信する、その拠点としての場。日本全国の食を楽しめる物販のテントであったり、フードトラックの設置などをいたしまして、さまざまな出展を行いたいと計画をいたしております。また、東京オリンピック・パラリンピックの関連イベントなども、あの場を使いまして各種イベントの開催をし、にぎわいを創出していこうという考えでございます。

3ページ目で、インフラ点検、そして警備など、公益性の高い事業等で、セグウェイのような搭乗型の移動支援ロボット、これを公道実証実験ではなくて、社会実装化して公道活用をするということを新規に提案させていただきます。搭乗型移動支援ロボットの活用によりまして、これまで徒歩で行っていた点検であるとか、警備の効率化、質の向上等が期待されるところでございまして、海外においては警察等がセグウェイで街の警備などを行っているというのは皆さん御存じのことかと思えます。これまでも実証実験で2万5000キロ以上走行して安全性の確認がされていることから、一層活用を図っていくべき、その段階に差しかかっていると考えております。今後も東京といたしまして、先端的なテクノロジーを活用して、生産性を向上したり、新たな事業展開を促進していきたいと考えております。

以上、今回の提案内容でございますが、一言付け加えさせていただきたいと存じます。

それは昨年度御提案をさせていただいた件で、あれは東京都からの提案で、外国人の美

容師の就労拡大、それから、料理人の育成。これについては、とてもニーズが高いということもございまして、都といたしましても重要な事案と考えております。

また、都といたしましても、業界団体等と協力して、しっかりと管理をしていきたいと考えておりますので、実現に向けまして、国としても御尽力いただきますようお願いを申し上げたく存じます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山本参事官　ここで小池知事につきましては、公務のため退席いたします。

○小池知事　言いつ放しで終わりたくないのですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

(小池知事退室)

○山本参事官　続きまして、東京特区推進共同事務局の中川事務局長より、御発言をお願い申し上げます。

○中川委員　今、小池都知事から御説明がございましたように、いくつかのプロジェクトを御提案、それから、ここで決定いただくというお願ひをしておりますけれども、特に高輪ゲートウェイのプロジェクトにつきましては、インフラ整備と規制改革が一体となって、都市のグローバルな位置付けを変えるようなインパクトを持つような事業であると思っておりますので、どうぞよろしく御審議をいただければと思っております。

○村上審議官　続きまして、三菱地所株式会社の有森専務より御発言をお願い申し上げます。

○有森代表執行役執行専務　コメント申し上げます。

品川駅北周辺地区は、車両基地の跡地を活用して約7万2000平方メートルの敷地に国際ビジネス交流拠点を形成して参ります。

また、新虎通りにおいても、エリアマネジメント特例を活用したイベントを実施することで、にぎわい創出に積極的に取り組んで参りたいと思っております。

今後も国家戦略特区を最大限活用し、東京の国際競争力強化の拠点の形成に貢献して参ります。

私からは以上です。

○山本参事官　続きまして、神奈川県黒岩知事より御発言をお願い申し上げます。

○黒岩知事　ありがとうございます。

それでは、神奈川県提出資料、資料3-1を御覧いただきたいと思っております。

資料の1ページをお開きください。国家戦略都市計画建築物等整備事業です。事業概要といたしましては、三崎漁港区域内の市有地を分譲しまして、国際的な経済活動拠点として開発するものであります。

目指す姿として、国内ではまだ数が少ない、メガヨットの係留施設を設け、海外の富裕層をターゲットとしたヴィラ、コンドミニウムを建設する構想であります。

適用法令は、右上に記載の都市計画法の特例を活用するものであります。

地区計画変更（素案）ですが、「住宅」の建設を可能とする、地区計画の用途制限の変更と、区画道路と歩行者専用道路の位置及び規模の変更を行うものであります。素案の審議をよろしくお願ひしたいと思います。

2 ページには、開発事業全体構想としてイメージ写真、こういったものを掲載しております。

それでは、3 ページをお開きください。こちらは新規提案になります。地方独立行政法人の出資規制の緩和の提案であります。

提案の背景ですが、平成29年4月の法改正によりまして、公立大学法人の出資が可能となり、また、平成30年12月の法改正では、国立研究開発法人の株式の取得等が可能となったところでありますけれども、地方の研究開発法人については議論がされておられません。

神奈川県を取組であります。神奈川県立産業技術総合研究所におきまして、新たなイノベーションの創出のため実用化を見据えた「プロジェクト研究」を実施しております。文部科学省の「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」に採択された事業からは、今後、ベンチャー企業の創出が予定されております。

しかしながら、規制法令ですが、地方独立行政法人法第21条により、出資は認められておられません。

プロジェクト研究の例としまして、3 ページの右側にありますけれども、毛髪再生医療と貼るだけ人工臓腑。これを記載しております。

4 ページを御覧ください。規制緩和提案及び効果であります。

提案で、国立研究開発法人の規制緩和と同様、地方研究開発法人の出資を可能とする規制緩和を行うものであります。その効果で、地方における研究開発法人の出資が実現されれば、資料の「効果」に記載のとおり、ベンチャー企業の創出及び成長によるイノベーション創出力の増強などが期待できるため、出資を可能とする規制緩和を提案したいと思っております。

神奈川県からは以上です。ありがとうございました。

○山本参事官 ありがとうございます。

次に、関西圏の計画案につきまして、事務局から説明いたします。

○村上審議官 資料1-2を御覧ください。

2(11)、家事支援外国人受入事業についてでございます。従来、家事支援活動を行う外国人材は、外交官や高度人材などの外国人に直接雇用される場合にのみ入国在留が認められてきた。これを、家事の負担を抱える方々の支援ニーズに対応するため、家事サービスを提供する外国人材の入国在留を認めるものであります。今回は府内のエリアの拡大ということで、実施状況区域に豊中市、池田市及び箕面市を追加する内容というふうに承知をしております。

事務局からは以上です。

○山本参事官 本件につきまして、大阪府の松本政策企画部特区推進監より御発言をお願い申し上げます。

○松本推進監 大阪府でございます。

資料4の1ページを御覧ください。国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業について御説明をいたします。平成28年6月より大阪市全域で実施しております家事支援外国人受入事業について、今回新たに大阪府豊中市、池田市及び箕面市全域において実施するものでございます。本制度の実施区域を拡大することで、家事の負担を抱える方々の活躍推進や拡大傾向にある家事支援ニーズに対応できるものと考えております。

以上でございます。

○山本参事官 ありがとうございます。

次に、福岡市・北九州市の計画案につきまして、事務局から御説明いたします。

○村上審議官 資料1-3を御覧ください。

4(7)、開業ワンストップセンターの設置。この事業は、創業時に必要な登記、税務、年金等の各種申請を関係する窓口と連携し、オンライン、ワンストップで総合的に行うものでございます。創業の相談から申請まで一気通貫でのサポートを実現するとともに、福岡市はスタートアップカフェ等、既に創業支援施策をたくさんやっておられるのですが、それとの相乗効果も期待されるというふうに承知をしております。

以上です。

○山本参事官 本件につきまして、福岡市の鈴木総務企画局理事より御発言をお願い申し上げます。

○鈴木理事 福岡市でございます。資料5を御覧ください。

1ページを御覧ください。国と共同で開業ワンストップセンターを設置し、円滑な創業を支援して参ります。

2ページを御覧ください。外国人エンジニアについてでございます。在留資格の審査期間が予見できないという雇用上の課題解決のため、市の関与のもと、審査中に就労可能とすることを提案いたします。

3ページを御覧ください。窓口混雑が課題の引っ越し手続についてでございます。引っ越しの際に来庁不要とする第一歩として、転入届のオンライン申請を可能にいたしますとともに、マイナンバーカードの住所更新期限を延長することを提案いたします。実現した場合、例えば、4月に自宅で手続を行い、混雑が落ちついた6月頃に窓口でカードの住所更新を行えるようになります。

最後、4ページを御覧ください。全国で初めて退職金特例を活用し福岡市職員が転職いたしましたので、お知らせいたします。

説明は以上でございます。

○山本参事官 ありがとうございます。

次に、仙台市の計画案につきまして、事務局から説明いたします。

○村上審議官 資料1－4を御覧ください。

4（4）の人材流動化支援施設の設置についてであります。本施設は、仙台・東北地域での就業を目指す首都圏の潜在UIJターン層に対し、採用・就職を援助する施設を設置し、企業による人材確保を支援するものということで承知をしてございます。

事務局からは以上でございます。

○山本参事官 本件につきまして、仙台市の郡市長より御発言をお願い申し上げます。

○郡市長 仙台市の郡でございます。本市から2点御説明をさせていただきます。資料6でございます。

1 ページであります。ただ今御説明がございましたけれども、まず、人材流動化支援施設の設置に係る認定申請でございます。本市でも首都圏に流出しているビジネス人材を呼び込むためにさまざまな取組をしているところでございますが、今回申請する「プロボノ活用型起業家支援センター」の機能は、単なる働く場の提供にとどまりません。自身の持つスキルや専門的知識を地方で生かしたい方々に対して、キャリアモデルの構築をサポートしながら、仙台で創業された方とのマッチングを支援していくものとなっております、起業家の育成や支援を行っている一般社団法人IMPACT Foundation Japan等とも連携して参ります。認定をいただきますことで、仙台や東北全体で起業の支援と人材の流動化を促進して参ります。

2 ページでございます。これは新規提案でございます。オンライン診療につきまして、働き世代や本市の西部など中山間地域の方々において、再診や軽度の疾患などでの通院負担を軽減したいというニーズはありますけれども、対応している医師は仙台市ではほとんどいない状況でございます。現行制度でオンライン診療を実施しよういたしますと、初診から6カ月間は同じ医師が対面診療を行う必要があり、さらにオンライン診療が始まっても、同じ医師が定期的に対面で診療する必要があつて、活用しづらいとの意見がございます。そこで本市から、再診であればオンライン診療のみでも可能とし、同じ医療機関であれば初診と同じ医師でなくても診療を可能とすることを御提案申し上げます。また、オンライン診療の対象疾患ですけれども、花粉症などの軽度な疾患を追加することも併せて提案いたします。

東北地方は、御承知のように、全国に先駆けて高齢化や人口減少が進んでいる地域でございます。今後ますますこうした需要が増えていくことが見込まれております。患者側の通院負担の軽減を図ることなどでオンライン診療の導入を促進し、柔軟な診療体制の確保に繋げて参りたいと考えております。

以上でございます。

○山本参事官 ありがとうございました。

それでは、民間有識者の方々も含め、御意見を伺いたいと思います。どなたからでも結

構でございます。

八田議員、お願いいたします。

○八田議員 ささまざまな新規提案や計画についての御発表ありがとうございました。

まず、地方の独立法人の研究開発機関も、国の類似機関と同じように出資ができるようにしたいという神奈川県の新規提案は、ごく自然です。福岡市の、マイナンバーの更新期限を延ばしたいという提案もよく分かります。仙台市の、オンライン診療に関する規制緩和も大変理由があることであると思います。これらの御提案を十分審議して、所管省庁と交渉していきたいと思います。

次に、東京都が認定申請された、地区全体の住宅の容積率を緩和するという計画は、東京都としては初めての活用であり、大変意義のあることだと思います。

そもそも、容積率規制によってオフィス街で床面積を一定に制限する理由は、オフィスビル建設がもたらすオフィス床面積の無制限の拡大が、鉄道・道路等の交通インフラの混雑を引き起こすことを防止するためです。

ところが、都心のオフィス街におけるマンション建設は、通勤時の鉄道の混雑を引き起こすわけでもないし、オフィスビルと同じ時間帯に道路混雑を引き起こすわけでもありません。したがって、マンションにオフィスと全く同じ容積率をかけるのはおかしいではないかという議論があったわけです。しかし、そうかと言ってマンションだけ容積率を緩和すると、その分、どんどんマンションが出来ますから、肝心のオフィスビル用の敷地が少なくなり、結果的にオフィス用の総床面積が少なくなってしまいます。

そこで、都心にマンションを建設するときには、そのマンション敷地の容積率をオフィス敷地に売ることができる仕組みを、特区メニューとして導入しました。そうすれば、都心にマンションが出来ても、オフィスビルの総床面積は減らさずに済みます。しかも、都心にマンションが新築されると、マンション敷地の地主にオフィスビル敷地の地主から実質的な補助金が出されますから、都心居住が進みます。

ところが、この特区メニューが東京都ではこれまで活用されてこなかったのです。これが東京都で初めて活用されることになって、画期的なことだと思っております。

以上です。

○山本参事官 ほかにいかがでございましょうか。

安念委員、いかがでしょうか。

○安念委員 神奈川県の新規提案についてですが、地方独立行政法人法には出資を禁止している規定はあるのですか。

○村上審議官 お答え申し上げます。

逆に言いますと、出資業務を追加しないと出資ができないので、禁止条項があるわけではありませんが、独法の業務として、それを新たに規定する必要があるということでございます。

○安念委員 どうせやってしまうのだからいいのですけれども、そうすると、出資は業務として書かないとできないような性質のものだと整理されたということですね。

○村上審議官 実は、事務的には既に御提案いただき、総務省と調整しておりますが、規定の改正は必要であるという前提で、今、前向きに御検討いただいております。一度、ワーキングでも議論をしていただいたところでございます。

○安念委員 分かりました。

○山本参事官 ほかにいかがでしょうか。

原座長代理、どうぞ。

○原座長代理 1点だけ、東京都の小池知事からお話しになった外国人美容師の問題については、私たちもこれは延々とずっと議論を続けてきた課題でございます。何度か御報告申し上げておりますとおり、法務省はこれまで、ウィッグの規格であれば高度な業務であって認められる。一方で、髪にさわるのであれば絶対にダメ。いかに外国人が日本の美容学校に留学して美容師の資格を取ったとしても、それはダメだということでございましたが、これは何とか早急に、先ほど都知事からも、東京都としてきっちり管理をされるというお話もございましたので、これを前提にして、早急に制度を実現できるようにしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山本参事官 原座長代理、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

中川委員、よろしいですか。

○中川委員 2回目の発言になるのであれですけれども、仙台市のオンライン診療の部分につきましては、本当に人口減少とか高齢化が進む中で、これを実体的に使えるようにすることは非常に大切なことであると思っておりますので、私どもも一生懸命頑張って参りたいと思います。

○山本参事官 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただいま御審議をいただきましたこれら4区域の計画案につきまして、本日の合同区域会議で決定したいと存じますが、御異議はございませんでしょうか。

また、黒岩知事から御説明がありました都市計画の素案につきまして、本日の合同区域会議で決定したいと存じますが、いずれも御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本参事官 ありがとうございます。

それでは、次回の特区諮問会議にお諮りをいたしまして、速やかに認定の手续に進めて参りたいと存じます。

最後に、片山大臣より御発言をお願いいたします。

○片山大臣 活発かつスピーディーな御議論をいただきまして、ありがとうございます。

まとめますと、今日は、東京都からは都市計画のワンストップ特例、福岡市からは開業ワンストップセンターの設置、仙台市からは人材流動化支援施設の設置についての御報告があり、また、神奈川県からは今後、都市計画のワンストップ特例を活用したいという御説明がありました。これは本当に世界で一番ビジネスをしやすい環境を作るという、この特区の目的に資する大変重要な事業であると思います。

また、新たな規制・制度改革につきましても、東京都のセグウェイ、搭乗型移動支援ロボットを公益的な事業について活用する御提案。福岡市からはエンジニアビザの創設、引越しノンストップサービスの実現。仙台市からはオンライン診療に向けて初診後の対面原則や対象疾患の規制緩和。これは当たり前ですね。ハクシオン議連というものが昔ありましたけれども、花粉症も含めて、これは大変積極的な御提案ですし、神奈川県の上浦市のところは、なかなかどうにもならなかったところを、今回こういうところまで関係者が運んでいただいたことは大変なことだなど、今、感じております。

いずれにしても、委員の先生方に御決定をいただきましたので、この区域計画につきましては、速やかに特区諮問会議での御審議、総理認定へと進めて参りたいと思います。

春の桜が咲きまして、規制改革の花も段々咲いてきたようでございまして、私が7カ月前に参りましたときには国家戦略特区もどうなるかなと思っておりましたが、ここに来て急に開催頻度も上げることができましたし、色々なテーマも出て来てありがたい次第でございます。

先般、中国に行きましたら、実験をしたいと思います、2人乗りのドローンで高いところのマンションに物の配達までやってしまうというのです。ただ、我々とは全く制度が違う国ですから、まねる意味もないのですが、大胆な規制緩和でみんながびっくりするような話もきっとこれから各区域から出ていらっしゃる。このように期待を申し上げますので、さらなる特区メニューの御活用も含めて、新規のほうもよろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本参事官 ありがとうございます。

時間も近付いて参りましたので、合同区域会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局より後日御連絡申し上げます。

本日はありがとうございました。